

福岡県公報

平成二十三年七月二十七日
第三千二百八十四号
増刊 ①

目次

条 例 (第二十五号—第二十九号)

○福岡県職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課)……………一

○東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例 (消防防災課)……………二

○東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例 (交流第一課)……………三

○福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課)……………三

○福岡県議会事務局条例の一部を改正する条例 (議会事務局総務課)……………四

再 掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)……………四

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員定数条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 議会機能の充実強化を図るため、議会の事務局の職員定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十三年八月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例 (総務部消防防災課)

1 東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災者の負担の軽減を図るため、被災者の日常生活の回復等に資する使用料及び手数料の免除等に関する事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失うこととした。

◇東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例 (新社会推進部国際交流局交流第一課)

1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律が制定されたことを踏まえ、東日本大震災の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、福岡県旅券発給手数料の特例を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例 (環境部廃棄物対策課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の制定により、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例に定める制度と同様の趣旨の制度が設けられたことに伴い、重複を避けるため、関係規定について削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県議会事務局条例の一部を改正する条例 (議会事務局総務課)

1 議会機能の充実強化を図るため、議会の事務局の組織を改めることとした。

2 この条例は、平成二十三年八月一日から施行することとした。

条 例

福岡県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県職員定数条例の一部を改正する条例

福岡県職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する

第二条の表中

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

議会の事務部局の職員

五人

を

議会の事務部局の職員

五人

を

改める。

附則

この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対する使用料及び手数料の免除等について定めることを目的とする。

(免除)

第二条 知事は、被災者に対し、別表に規定する使用料又は手数料を免除することができる。

(還付)

第三条 知事は、被災者が別表に規定する使用料又は手数料を既に納入しているときは、これを還付することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

別表（第二条関係）

- 一 福岡県消防関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第八号）別表七の項及び一三の項に規定する手数料
- 二 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）別表一の四の項、三八の項、四八の五の項、五二の項、五六の項、五七の項、六九の項、一一一の項、一四六の二の項、一五〇の項、一六〇の項、一六七の五の項、一七四の項及び一七五の項に規定する手数料
- 三 福岡県職業能力開発関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十三号）別表二の項及び五の項に規定する手数料
- 四 福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）別表一三の項、二七の項、三〇の項、四七の項及び六五の項に規定する手数料
- 五 福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）別表第一の九の項及び三六の項に規定する手数料
- 六 福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）別表四二の三の項に規定する手数料
- 七 福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）第一条第二項から第六項までに規定する入学選考料、入学料、聴講料及び後期課程進級料
- 八 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号）第一条第一項及び第二項に規定する入学料及び受講料
- 九 福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）第二条の表一三の項に規定する手数料
- 十 福岡県美術銃砲刀剣類登録等手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十五号）第二条の表二の項に規定する手数料
- 十一 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）第十一条第一項第六号及び第十二号、第十二条の二第二項第六号、第十四条第一項第四号、第十六条第一項第二号、第九号、第九号の六及び第十三号並びに第十六条の二第二項第二号に規定する手数料
- 十二 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして規則で定める使用料及び手数料

東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例

(手数料の納付の特例)

第一条 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)第二条第三項に規定する震災特例旅券の発給の申請(次条において「申請」という。)をする者は、福岡県旅券発給手数料条例(平成十二年福岡県条例第十二号)第二条第一号の規定にかかわらず、同号の規定による手数料(次条において「手数料」という。)を納付することを要しない。

(還付)

第二条 平成二十三年六月八日からこの条例の施行の日の前日までに申請があった場合において、手数料が納付されたときは、福岡県旅券発給手数料条例第四条の規定にかかわらず、当該手数料を還付する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成十四年福岡県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条―第二十二條」を「第十七条―第

二十一條」に、「第二十三條―第二十六條」を「第二十二條―第二十五條」に改める。

第二条第一項中「第十二條第三項」を「第十二條第五項」に改める。

第七條を次のように改める。

(排出事業者の講ずべき措置)

第七條 県内で産業廃棄物を排出する事業者又は県外で産業廃棄物を排出して自ら若しくは委託して県内に搬入する事業者(以下これらを「排出事業者」という。)は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、当該不適正処理に係る産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下これらを「処理業者」という。)への産業廃棄物の排出を停止する等産業廃棄物の適正な処理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

第十一条を削り、第十二條を第十一条とし、第十三條から第十五條までを一条ずつ繰り上げる。

第十六條中「、速やかにその旨を県に通報するとともに」を削り、同條を第十五條とする。

第十七條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條を第十八條とする。

第二十條第二項中「第十五條の二の六」を「第十五條の二の七」に、「第十二條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條を第十九條とする。

第二十一條中「、第九條第二項及び第十一條第三項」を「及び第九條第二項」に改め、同條を第二十條とする。

第二十二條を第二十一條とする。

第二十三條中「第十二條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十四條第四號を削り、同條第五號中「第十二條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同號を同條第四號とし、同條第六號中「第十五條」を「第十四條」に改め、同號を同條第五號とし、同條第七號中「第十八條」を「第十七條」に改め、同號を同條第六號とし、同條第八號中「第十九條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同號を同條第七號とし、同條を第二十三條とする。

第二十五條第二號中「第十三條第二項」を「第十二條第二項」とし、同條を第二十四

条とする。

第二十六条中「第二十三条又は第二十四条」を「第二十二條又は第二十三條」に改め、同条を第二十五条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県議会事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県議会事務局条例の一部を改正する条例

福岡県議会事務局条例（昭和三十五年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「係」を「室又は係」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二十条の五の三中「五千元」を「二千元」に改め、同条第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同号二中「租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第二十条の七の三中「第三百七十七条の二第一項から第四項まで」を「第三百七十七条の二第一項から第五項まで」に改める。

第二十条の二十二の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条中「申告」を「申告又は報告」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第二十条の二十九中「三万円」を「十万円」に改める。

第二十条の三十中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項を削り、第十二項を第九項とし、第十三項を削り、第十四項を第十項とする。

第二十条の三十五の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「、再開発会社」を「、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）」に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同項を第一項とし、同条第八項を同条第二項とし、同条第九項から第十二項までを削る。

第二十条の三十五の五を削る。

第二十条の三十五の六第一項中「及び次条」及び「。次項において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には

、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

第二十条の三十五の六に次の一項を加える。

3 第二十条の三十三第二項及び第三項、第二十条の三十四、第二十条の三十五並びに法第七十三条の二十五第三項及び法第七十三条の二十六第二項の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る県の徴収金の還付について準用する。

第二十条の三十五の六を第二十条の三十五の五とする。

第二十条の三十五の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第二十条の三十五の六とする。

第二十条の三十五の八及び第二十条の三十五の九を削る。

第二十条の四十三中「次条」を「第二十条の四十四」に改める。

第二十条の四十三の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第二十条の四十三の二 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第二十条の四十四中「前条」を「第二十条の四十三」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第四十二条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合において、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第四十三条中「前条」を「第四十二条」に改める。

第四十五条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条中「申告」を「申告又は報告」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第六十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十六条の二中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十八条の二中「三万円」を「十万円」に改める。

付則第五条の三の二第一項第二号中「第四十一条の十八」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

付則第五条の四の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第五条の五 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十条の五の三の規定の適用については、第二十条の五の三各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする。

付則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「付則第五条の四の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条」を「付則第五条の四」に改める。

付則第八条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「平成二十三年六月三十日までに」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「同法第六十六条第一項」を「同法第六十七条第一項」に、「平成二十三年六月三十日までに」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「当該取得が」の

下に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から」を加え、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「までの間」に改め、「五分の一」の下に「（当該取得が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第九項とし、同条第二十項中「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」を「第三項から第五項まで又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十一項を同条第十一項とし、同条第二十二項を同条第十二項とし、同条第二十三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の三項を加える。

14 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で施行令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で施行令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三の二第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第

一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第二十條の三十第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものの新築」と、「含み、施行令第三十七条の十六に規定するものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十七条の十七に規定するものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものにつき千二百万円」とする。

付則第八条の二第二項中「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。
付則第八条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして施行規則で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第二項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）」に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等

の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の第二項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「付則第八条の第四第五項」を「付則第八条の第四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第二十条の三十二第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

付則第八条の五第三項中「、第二十条の第三十八項」を「、第二十条の第三十六項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十二項」を「同条第九項」に、「場合、付則第八条第一項若しくは第十三項」を「場合又は付則第八条第一項」に改

め、「、前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第二十条の第三十八項、第十項若しくは第十二項」を「第二十条の第三十六項、第八項若しくは第九項」に、「付則第八条第一項若しくは第十三項又は前条第三項」を「又は付則第八条第一項」に改める。

付則第八条の六中「第二十条の第三十八項、第十項若しくは第十二項」を「第二十条の第三十六項、第八項若しくは第九項」に、「付則第八条第一項若しくは第十三項又は付則第八条の四第三項」を「又は付則第八条第一項」に、「付則第八条第一項若しくは第十三項、付則第八条の四第三項」を「付則第八条第一項」に改める。

付則第九条の二の二の見出しを「（自動車取得税が非課税とされるバスの路線の指定）」に改め、同条を次のとおり改める。

法附則第十二条の二の二第一項に規定する条例で定める路線は地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものとして、知事が規則で定めるものとする。

付則第九条の二の三第二項中「新規登録等」の下に「（道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。この条及び付則第九条の二の五において同じ。）」を加える。

付則に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第三十二条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における付則第五条の三及び付則第五条の三の二の規定の適用については、付則第五条の三中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替へて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、付則第五条の三の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替へ

て適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」とする。

第三十三条 付則第九条の二の九の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例（平成二十年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第二十号の十三の四」を「第二十号の十三の十三」に改め、同条第三項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、「第二十号の十三の十九」の下に「及び第二十号の十三の二十二第二項」を加え、同条第六項及び第九項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中第十条、第二十条の二十二、第二十条の二十九及び第二十号の四十三の改正規定、第二十条の四十三の次に一条を加える改正規定、第二十号の四十四の改正規定、第四十二条の次に一条を加える改正規定並びに第四十三条、第五十五条、第六十四条、第八十六条の二及び第百八条の二の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中第二十条の五の三、第二十条の七の三及び付則第五条の三の二の改正規定、付則第五条の四の次に一条を加える改正規定、付則第六条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前条の規定にかかわらず」を「付則第五条の四の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、付則に二条を加える改正規定（付則第三十二条に係る部分に限る。）並びに次条第一項及び第二項の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中付則第六条の改正規定（同条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前条の規定にかかわらず」を「付則第五条の四の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定を除く。）及び次条第三項の規定 平成二十五年一月一日

四 第一条中付則第八条第十一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）及び附則第三条第四項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

五 第一条中付則第八条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び同条例付則第八条の四に一項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の五の三及び付則第五条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第二十条の五の三各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例第二十条の七の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税に

ついて適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）付則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、

施行日の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例第二十条の第三十一項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

3 旧条例付則第八条第五項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年六月三十日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

4 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例付則第八条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に旧条例付則第八条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。